群馬県立女子大学　海外留学を認める条件

（短期研修用）

1　大学が認めた海外留学支援プログラム（モデルコース）であること
2　学生および保証人が上記の海外留学支援プログラムへの参加を強く希望していること
3　学生および保証人が、渡航先の国における外務省の感染症危険情報レベルがレベル2以上であるリスクを理解し、渡航によって生じるすべての責任を学生および保証人が負うこと（なお、出発直前に感染症危険レベルが4以上になった場合は、渡航は禁止する。研修中に滞在国の感染症危険レベルが4以上になった場合は、帰国を命ずる）

※「感染症危険情報」は新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報のこと。レベル1（十分注意してください）、レベル2（不要不急の渡航は止めてください）、レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））、レベル4（退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告））の4つのレベルがある。

4　原則として、日本出発前までに新型コロナウイルスのワクチンの接種を3回完了し、英文の接種証明書を取得すること
5　新型コロナウイルス感染症に対応する保険に必ず加入し、加入していることを示す書類の写しを外国語教育研究所に決められた期限までに提出すること
6　渡航先の入国に際しての条件や行動制限措置について、学生自身で十分に確認し、各人の対応が可能であること
7　渡航先では学業以外の場面においても、感染防止に各人が十分に注意を払い、渡航先の研修機関等の指示に必ず従うこと
8　近況報告を1週間ごとに必ず外国語教育研究所に行うこと
9　渡航後に帰国勧告が発出される場合などは、渡航先の研修機関等や本学からの指示に必ず従うこと
10　帰国後は日本国政府および本学の指示に必ず従うこと（自主隔離や公共交通機関の使用禁止等）
11　その他、本学が定めた規則等に必ず従うこと

提出日：　　年　　月　　日

群馬県立女子大学長　様

海外留学誓約書（短期研修用）

大学が認めた海外留学支援プログラム（モデルコース）を利用して留学することを学生および保証人が強く希望します。留学に際し、「群馬県立女子大学　海外留学を認める条件（短期研修用）」の内容を理解し、下記の事項について誓約します。

1　学生および保証人が、渡航先の国における外務省の感染症危険情報レベルがレベル2以上であるリスクを理解し、渡航によって生じるすべての責任を学生および保証人が負うこと
2　原則として、日本出発前までに新型コロナウイルスのワクチン接種を3回完了し、英文の接種証明書を取得すること
3　新型コロナウイルス感染症に対応する保険に必ず加入し、加入していることを示す書類の写しを外国語教育研究所に決められた期限までに提出すること
4　渡航先の入国に際しての条件や行動制限措置について、学生自身で十分に確認し、各人の対応が可能であること
5　渡航先では学業以外の場面においても、感染防止に各人が十分に注意を払い、研修機関等の指示に必ず従うこと
6　近況報告を1週間ごとに必ず外国語教育研究所に行うこと
7　渡航後に帰国勧告が発出される場合などは、渡航先の大学や本学からの指示に必ず従うこと
8　帰国後は日本国政府および本学の指示に必ず従うこと（自主隔離や公共交通機関の使用禁止等）
9　その他、本学が定めた規則等に必ず従うこと

研修機関　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学部・学科（課程）＿＿＿＿＿＿＿＿学部＿＿＿＿＿＿＿＿学科（課程）＿＿＿＿＿＿年

学生氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

保証人氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印